

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の完工期日の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の完工期日の変更について

令和4年11月11日議決を経た、市道日脚治和線（周布橋）既設橋梁撤去工事（その2）請負契約の完工期日の変更を、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり決定する。

令和6年1月22日 専決

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の完工期日の変更の決定

市道日脚治和線（周布橋）既設橋梁撤去工事（その2）請負契約の完工期日を58日延長し、令和6年3月29日とする。